

はじめに

本書は、東京家政大学狭山キャンパスにおいて新設された子ども学部子ども支援学科での「子ども学総論」という科目を講義するための統一教科書として作成を意図されたが、わが国の子どもたちがおかれている状況を踏まえて、改めて子どもという存在が何を意味するのか、その子どもを支援する学問とは何か、ひいては子どもに関わる職業人としての保育者(資格としては幼稚園教諭、保育士、保育教諭で子どもに関わる現場で働く人々を主としてこのように呼びたい)が専門家(専門職)としての役割を發揮するためにはどのようにすべきか、ということを考える一つの手がかりとして、世に出したいと考えた。

昭和22年(1947年)12月12日、法律第164号として施行された児童福祉法第1章第1条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」とある。そして第2条で「国および地方公共団体の責任」に言及し、第3条では「前二条に規定するところは、児童の福祉を保証するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」と述べられている。すなわち、わが国において児童に関する法令はこの児童福祉法の原理において実施されなければならないわけであり、児童に関する施策の根幹をなすものである。そして、この法律による児童の定義は、満18歳に満たない者であり、乳児は満1歳に満たない者、幼児は満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、少年とは小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者、となっている。

児童を学問的な対象とする場合に、年齢区分の範囲では主として乳幼児を想定してはいるが、従来から児童学という名称が用いられている。それに対して比較的近年子ども学という名称が用いられている。その理由の一つには、児童が学童を連想させるなど、比較的年齢が上の者を意識させるのに対し、子ども(研究者によっては、こども)は、乳児を含む、より年齢がいかない者を包含するからであろう。また、強いて言えば児童は、集団としての存在を意識しやすく、子どもは一人ひとりの存在をより意識させる言葉であろう。

さて、我々はどのような立ち場あるいは視点で児童もしくは子どもを学問的な対象と考えていくのであろうか。その前にもう一度わが国が公的に宣言したものとして児童憲章(昭和26年5月5日)を振り返ってみる。その前文には、

我らは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、良い環境の中で育てられる。

と述べられている。この理念は勿論現在でも変わるものではない。12ある条文そのものは、現在の社会状況を考慮すると多少古い表現もあるが、その精神は上記の前文ですべて表されている。

「子ども学」が成り立つためには、保育者を養成すべく研鑽している我々においても、保育者とは何か、子どもをどのようにとらえているのか、その使命は何か、今一度振り返ってみる必要がある。全国保育士会倫理綱領(平成15年2月)の前文は以下の通りである。

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性をもっています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任を持って、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

そして、以下綱領が続くが、それらは、子どもの最善の利益の尊重、子どもの発達保障、保護者との協力、プライバシーの保護、チームワークと自己評価、利用者の代弁、地域の子育て支援、専門職としての責務、の8条にわたって

る(<http://www.zenhokyo.gr.jp/hoikusi/rinri.htm>)。保育士倫理綱領であるが、すべての保育者に適応できる。

筆者は小児科医である。小児科医あるいは小児科学の対象は勿論子どもである。子ども学は小児科学をも包含するものである。小児科医の役割とはどのようなものであろうか。米国はもとより世界的に読まれている小児科学の教科書にNelson Textbook of Pediatricsがある。この第15版の冒頭に小児科学あるいは小児科医とはどのようなものであるかということをごく簡潔にしかし包括的に述べている文がある。以下にそれを紹介する。

Pediatrics is concerned with the health of infants, children, and adolescents ; their growth and development ; and their opportunity to achieve full potential as adults. As physicians who assume a responsibility for children's physical, mental, and emotional progress from conception to maturity, pediatricians must be concerned with social and environmental influences, which have a major impact on the health and well-being of children and their families, as well as with particular organ systems and biologic processes. The young are often among the most vulnerable or disadvantaged in society, and thus their needs require special attention. (Richard E. Behrman, in Nelson Textbook of Pediatrics)

和訳をすると、

「小児科学とは、乳幼児、小児、そして思春期にあるものの健康、発育(成長)と発達に関わることであり、さらには(将来の)おとなとしてもっているはずのすべての可能性を自分自身で引き出していく課程に関与するものである。子どもたちの身体、精神、情動の発達過程に、受胎から成熟するまで責任を持つ医師としての小児科医は、身体の臓器系統や生物学的な過程に関わるのみでなく、子どもやその家族の健康や“良き存在”であることに主要な影響を与える社会や環境の影響に対しても関与しなければならない。子どもは社会における最弱者であり不利益を被りやすい存在であるが故にその要求には特別な注意を払わなければならない。」(註：well-beingをここでは敢えてそのまま良き存在と訳した。)

上記のように子ども学は小児科学をも包含するというように考えれば、この文の、小児科学あるいは小児科医を、子ども学と保育者に置き換えても了解可能である。了解可能というよりもさらに踏み込んで、一人ひとりの子どもに相対し、対面する保育者の基本的な立ち場が示されていると考えることができよう。このテキストブックの新しい版では、このメッセージは少し長くなり、新たにadvocate(代弁者)という言葉が加わっている。それもまた保育者において内在している役割であろう。

以上のような、子どもたちに対して自分は何ができるであろうかという問い掛けをし、役割を自覚し、その実践を模索していくことが「子ども学」の出発点ではないかと思う。この子ども学総論は、科目として教えていくなかからもまた発展していかなければならないし、子ども学という大きな山の一峰ひとみねにおいても、探求し深めていくべきものである。

平成27年 3月25日

岩田 力